

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づく公表)

・令和3年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	職層
1級	初級一般職として、上司の命により事務を処理する	30	20.0	主事	25	91	60.7		
				教諭	5				
				計	30				
2級	中級一般職として、上司の命により高度な事務を処理する	28	18.7	副主査	28	91	60.7	係員級	一般職
				計	28				
3級	上級一般職として、上司の命により高度な知識又は経験を必要とする業務を行う	33	22.0	主査	30	91	60.7		
				主任教諭	3				
				計	33				
4級	1 上司の命を受け、系の事務を処理し、所属職員を指揮監督する	31	20.7	係長	22	31	20.7	係長級	監督職
				副園長	4				
				専門教諭	3				
	2 係長を補佐し、特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う			副係長	1				
				再任用	1				
				計	31				
5級	組織目標達成のため課長を補佐し、所属職員の管理監督を行い、特に指示された業務を行う	14	9.3	副課長	11	14	9.3	副課長級	管理職
				副局長	1				
				室長	1				
				園長	1				
				計	14				
6級	任命権者の命を受け、所属の事務を掌理し、組織目標達成のため所属職員を指揮監督する	14	9.3	課長	9	14	9.3	課長級	管理職
				会計管理者	1				
				局長	1				
				教育次長	1				
				再任用	2				
				計	14				
計					150				